

鹿屋市任意予防接種実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市任意予防接種実施要綱（平成30年鹿屋市告示第265号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第6条関係）

種類	接種方法	対象者	回数の上限	1回当たりの公費負担額	実施期間
インフルエンザ	皮下注射	接種日において生後6か月以上13歳未満の者	2回	2,000円	10月から翌年1月末日まで
		接種日において13歳以上19歳未満の者	1回	2,000円	
	鼻腔内噴霧	接種日において2歳以上19歳未満の者	1回	2,000円	
成人用風しん	皮下注射	妊娠を希望する者、その者と現に同居している者又は風しん抗体価が低い妊婦と現に同居している者のうち、風	1回	3,000円（風しん単独ワクチン） 6,000円（麻しん風しん混合ワクチン）	通年

		しん抗体価 が十分に ないと判断 されたもの			
--	--	---------------------------------	--	--	--

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。